

# 平成28年台風第10号に係る災害救助法 適用地域の被災者への経済支援について

平成28年台風第10号等の大雨により、被災された世帯の学生に対して、下記のとおり経済支援を実施いたします。

## 記

### 1 経済支援の種類・条件

下記に該当するものについて、それぞれ申請できます。

#### (1) JASSO 支援金（給付）

- ・学生が学生生活の本拠として居住する住宅が半壊以上
- ・締切：平成28年11月30日（水）

#### (2) つくばスカラシップ緊急支援金

- ・家計支持者の死亡、失職により家計急変
- ・締切：死亡又は失職後から6か月まで

#### (3) 茗溪・学都教育助成基金事業緊急支援

- ・家屋の倒壊又は床上浸水の被害を被った学生又はその世帯の学生
- ・災害等に起因した事故等により、家計支持者が死亡した世帯の学生
- ・締切：被災日から6か月まで

#### (4) 授業料免除

- ・家計支持者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難
- ・締切：平成28年10月18日（火）

### ○問い合わせ先

学生部学生生活課（経済支援）

Tel：029-853-5959、2227

場所：筑波キャンパス第1エリア「スチューデントプラザ」3階

平成28年9月2日

学生部学生生活課